

令和 2年 2月25日

任意継続被保険者 様

レイズネクスト健康保険組合

令和2年度の健康保険保険料のお知らせについて

平素は健康保険業務につきまして、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、令和2年度の健康保険保険料納付額（介護保険被保険者は介護保険料含む）を「任意継続被保険者健康保険料の納付について」の通り郵送しましたので、納付額をご確認のうえ期限内に納付をお願いいたします。

1 保険料率・保険料額について

(1) 令和2年度の健康保険料率は、72.9%から90.51%へ改定されました。

健康保険料率・・・ 90.51 / 1000

介護保険料率・・・ 14.00 / 1000

合計保険料率・・・ 104.51 / 1000

(2) 標準報酬月額の上限については、変更はありません。

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限については、前年の9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額とされています。

当健康保険組合の平均額は、435,464円であったため、令和2年度の標準報酬月額の上限については、440,000円となります。

つきましては、健康保険料率の変更に伴い保険料額に変更がありますので、納付金額を確認して、お振込みをしていただきますようお願いいたします。また、金融機関と定額自動送金契約中の方は、令和2年4月分以降の送金金額の変更手続きを必ず行ってください。

2 保険料の納付について

送付いたしました「任意継続被保険者健康保険料の納付について」のとおり毎月納めていただく月納方法と、割引のある前納（年一括・半期単位）方法がありますので、納付方法をご自身で選択して納付をお願いいたします。

(1) 月納について（保険料の納付についての上段に記載されています）

毎月払いの納付期間は、毎月1日から10日まで（10日が土、日曜日、祝日の場合は、翌営業日）と定められており、それを過ぎると資格を失うこととなりますので、納付期限は厳守願います。また、4月分保険料の納付については、4月1日から4月10日までの納付期間となります。（3月中に納付すると当組合の経理事務に支障がありますので、納付しないこと）

(2) 前納について（保険料の納付についての中段から下段に記載されています）

前納する場合は、納付額について年4.0%（複利現価法による）割引されますのでお得感があり、納付忘れもありませんので是非ご検討ください。

なお、前納した期間中は「就職した」「死亡した」の理由以外（国民健康保険に加入する、ご家族の被扶養者になる）に任意継続被保険者をやめることはできません。やめることを検討している方は納付に際しご注意ください。

年一括と前半期で前納できる期間は、令和2年3月1日から3月31日までとなり、それを過ぎての納付はできませんのでご注意ください。

後半期の前納については、令和2年8月末頃ご案内いたします。

3 国保制度への切替について

任意継続被保険者の保険料は会社を退職した時の標準報酬月額を基にするため、保険料額は変わりません。一方、国保の保険料は前年分の所得を基にして計算するため、毎年4月から保険料額が再計算されます。国保の保険料額が任意継続より安い場合も多数見受けられることから、国保の保険料を確認いただき加入切替えを検討してみてください。

なお、国保の医療費の個人負担額は任意継続と変わらない3割負担です。また、特別な例ですが高額療養費制度の多数該当（4回目以降）を受けている人は、自己負担限度額が変わる場合があります。

国保の保険料の試算は、「国民健康保険計算機 (<http://www.kokuho-keisan.com/>)」のホームページで、全国の市区町村の国民健康保険料を自動計算できます。

なお、正確な国民健康保険料につきましては、お住いの市区町村へ確認ください。

